

## 国見町立県北中学校 いじめ防止基本方針

### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」

### 【具体的ないじめの態様】

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

### 【いじめ防止の考え方】

いじめが、生徒の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。よって学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることなく、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じなければならない。また、全教職員は、全力を挙げていじめの未然防止・早期発見早期対応・再発防止等、いじめ防止に努めなければならない。ただし、いじめはどの学校でも起こりうるもので、安易に個人で判断せずに組織としていじめを認知するとともに、認知件数が増えても保護者・地域に不安を与えず、一つ一つの事案に組織的かつ親身になって対応するものとする。

## 1 基本方針

- (1) 全教育活動を通じて「いじめを絶対に許さない学校」づくりを推進するとともに、「いじめゼロ宣言」をいじめ防止のスローガンに掲げ、生徒・教職員・保護者一丸となって、全力でいじめ防止に努めるものとする。
- (2) 学級・学年・部活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、生徒一人一人の自己有用感・自己存在感の涵養に努めるものとする。
- (3) 生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、自他共に尊重する精神を養うために、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動・話し合い活動の充実を図るものとする。
- (4) いじめ防止対策については「予防」「対応」「相談」「連携」「組織」「啓発」の6観点から基本的な対策を講じるとともに、特にインターネットを通じて行われるいじめ及び重大事案に対する対策については別に項目を設けるものとする。

## 2 いじめに対する基本的な対策

- (1) 予防に関すること（生徒の「居場所づくり」・生徒同士の「絆づくり」）
  - i) 学級・学年・部活動等での望ましい仲間づくりを推進するとともに、道徳科の時間や体験活動・話し合い活動及び人権教育の充実を図る。

- ii) 生徒の変化を適切にとらえたり、いじめ防止に係る取り組みを点検したりするために、毎学期「いじめ実態調査」を実施するとともに、毎日の「スマイルライフ」の有効活用を図る。
- iii) 特に教職員は、いじめの兆候をいち早く察知するために、平時から生徒との関わりを深めるとともに、いじめの兆候を察知した場合は、すみやかに生徒指導主事または管理職に報告する。
- iv) いじめの疑いがある事案について報告があった場合は、すみやかにいじめ防止対策委員会を開催し、必要に応じて対応チームを組織し、対応する。
- v) 生徒相互及び生徒と教職員のコミュニケーションの確立、保護者と教職員の信頼関係の確立を図る。
- vi) 教育相談活動の充実を図る。

(2) 対応に関すること（個人や学年で抱え込まず組織で対応）

- i) いじめが予見または認知された場合は、迅速に適切な初期対応を行い、早期解決を図る。
- ii) いじめられた生徒を徹底的に守る姿勢を示すとともに、再発防止を期し、いじめた生徒にいじめられた生徒の苦痛を理解させるよう心がける。
- iii) 学年の枠を超えた組織的な対応により、早期解決を図る。
- iv) 対応の各段階においては以下の点に留意し、問題の本質的な解決まで継続的に対応する。

段 階	留意点
事実把握	○正確で偏りのない事実調査 ○全体像の把握 ○管理職へのすみやかな情報伝達
方針決定	○ねらいの明確化 ○指導役割の分担 ○全職員の共通理解
指導支援	○被害者の心情理解 ○原因の把握 ○加害者の反省 ○被害者と加害者の融和
継続支援	○正確な経過観察 ○再発防止 ○当事者、保護者への継続支援

(3) 相談に関すること

- i) 生徒及び保護者と信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整える。
- ii) 教育相談活動の充実を図る。
  - ・ 三者相談，二者相談の定期開催（11月）
  - ・ チャンス相談の効果的実施
- iii) SC及びSSWを効果的に活用することにより、幅広い情報収集に努める。
- iv) 学校に相談できずに問題が深刻化することを防ぐために、生徒及び保護者に外部相談機関を周知する。（別表）

(4) 連携に関すること

- i) 三者相談，PTA活動及び部活動保護者会などあらゆる機会を利用して、保護者との連携を十分に図るものとする。
- ii) 学校ホームページ，学校だより等を通じた適切な情報提供に努めるとともに、積極的に地域行事等に参加することにより、地域住民との連携を深めるものとする。
- iii) 学校警察連絡協議会を定期的に開催することにより、関係機関との連携を十分に深めておくものとする。

(5) 組織に関すること

- i) 本基本方針の履行に中心的役割を担ういじめ防止対策委員会を設置し、メンバーを校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導係、養護教諭、SC及びSSWとする。
- ii) いじめ防止対策委員会の主な活動は以下のとおりである。
  - 「いじめ実態調査」アンケートの実施
  - 教職員のいじめに関する研修の立案・実施
  - その他いじめ防止・早期発見早期対応・解決・再発防止等について必要な事項

(6) 啓発に関すること

- i) 年度始めと三者相談時の年2回、いじめ防止の保護者向けリーフレットを全家庭に配付する。
- ii) 学校ホームページに、学校いじめ防止基本方針をアップロードし、適宜適切な情報を掲載する。
- iii) 授業参観時などを活用し、保護者への啓発活動に努めるものとする。
- iv) いじめ防止の教育については、年間指導計画を作成し全教職員共通理解のもと推進する。
- v) いじめに関する事例研究会を開催し、教職員のいじめに対する対応力を高める。

3 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、十分な対策を講じるものとする。

(1) 学校で行われる対策

- i) 情報モラル教育の充実に努め、インターネットの功罪について確かな理解を図る。
- ii) 携帯電話、スマートフォン等の校内への持ち込み及び校内での使用を禁止する。

(2) 家庭に対して行われる対策

- i) 生徒の携帯電話、スマートフォン、PC等の使用については、保護者の責任及び監督下で行われるよう協力を呼びかける。
- ii) 掲示板等への書き込み等については、校外（家庭等）で行われることが多いことから、PTA総会時に保護者への啓発活動を行う。

(3) 発生時の対応について

- i) 教育委員会・警察・サーバー管理会社等、関係機関との連携を密にし、すみやかに現況の回復がなされるよう努める。
- ii) 被害生徒・保護者への支援及び加害生徒・保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を尽くす。

4 重大事案への対応について

生徒の生命・心身又は財産に重大な被害があり、又は相当期間にわたり被害生徒が欠席を余儀なくされたり、あるいは多人数によるいじめが相当期間継続していたりするなどの重大事案の対応については、次の点に留意しながら厳正に対応するものとする。

- (1) すみやかに国見町教育委員会に事案発生の報告をするとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。

- (2) 被害生徒について、いじめの解決が困難な場合、又は解決しても登校が困難など、学校生活に著しい支障を来す場合は、被害生徒の今後について教育委員会と協議する。
- (3) 加害生徒について、改善がのぞめず被害生徒の学校生活に著しい支障を来す場合は、加害生徒の今後について教育委員会と協議する。

## 5 年間計画

月	生徒指導計画	面談・実態調査 (アンケート等)の 実施計画	校内研修 計画	いじめ防止の ための会議等	評価計画
4月	学年集会	心のアンケート (無記名) ①	校内研修① 未然防止と 早期発見	生徒指導協議 会「配慮が必要 な生徒について」	目標・計画の 作成と提示
5月		生活アンケート 調査①		心のアンケー トの分析①	
6月				生活アンケー トの分析①	
7月	全校集会	二者相談 (適宜)			
8月	学年集会				中間評価
9月		生活アンケート 調査②			
10月	全校集会		校内研修② いじめの 対応	生活アンケー トの分析②	
11月		二者面談 (適宜) 三者面談			
12月		三者面談 心のアンケート (無記名) ②			
1月	学年集会	生活アンケート 調査③		心のアンケー トの分析②	
2月	命を大切に する授業			生活アンケー トの分析③	年度末評価 報告
3月					